

東京都板橋区移動等支援事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 6 号及び第 8 号において規定する事業のうち、移動等支援事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定め、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の外出のための支援及びコミュニケーションのための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 事業は、障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動に係る支援（以下「移動支援」という。）及び視覚障がい者等のコミュニケーションのための代筆、代読等に係る支援（以下「代読等支援」という。）を行うことを内容とする。ただし、原則として 1 日の範囲で用務を終えるものに限るものとし、次に掲げるサービスは対象としない。

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出（就職後 1 週間以内の通勤を除く。）
- (2) 通年かつ長期にわたる外出（通園及び通所を除く。）
- (3) 社会通念上適当でない外出

(対象者)

第 3 条 移動支援の対象者は、板橋区内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、区長が外出時に支援が必要と認めたものとし、代読等支援の対象者は、板橋区内に住所を有する第 1 号に掲げる者であって、区長が支援が必要と認めたものとする。

- (1) 視覚障がい者又は視覚障がい児
- (2) 知的障がい者又は知的障がい児
- (3) 全身性障がい者又は全身性障がい児
- (4) 精神障がい者又は精神障がい児
- (5) その他区長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、法に基づく介護給付費又は特例介護給付費で同等のサービス提供を内容とする支給決定を受けた者については、この事業の対象者としらないものとする。

(利用の申請等)

第 4 条 前条に掲げる者が、事業に関するサービスの支給（以下「支給」という。）を受けようとする場合には、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（別記第 1 号様式）に、その者が属する世帯の申請日の属する年度の住民税を証明する書類（以下「税証明書」という。）を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、支給決定を行った場合は、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担軽減額・免除等決定通知書（別記第 2 号様式）により、支給しない旨を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、支給決定内容等の変更等を希望するときは、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（別記第1号様式の2）に、税証明書添えて、区長に申請しなければならない。

4 区長は、支給変更決定を行った場合は、地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担軽減額・免除等変更決定通知書（別記第2号様式の2）により、変更しない旨を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（支給上限時間）

第5条 事業の支給時間は、原則として月50時間を限度とする。ただし、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童をいう。）については、板橋区障がい児介護給付費等支給決定基準を定める要綱（平成18年9月29日区長決定）に定める時間を限度とする。

2 前項の規定のほか、代読等支援については、月5時間を限度として支給することができる。

（地域生活支援事業受給者証）

第6条 区長は、第4条第2項又は第4項に規定する支給決定又は支給変更決定を行った場合は、地域生活支援事業受給者証（別記第3号様式。以下「受給者証」という。）を、利用者に交付しなければならない。

2 受給者証の有効期間は、支給決定の日から最長1年間とする。

（事業者の登録）

第7条 事業を実施しようとする事業所を運営する者（以下「事業者」という。）は、この要綱で定めるところにより、登録を受けなければならない。

（登録の要件）

第8条 事業者が、前条に規定する登録を行う場合には、法第36条の規定に基づき都道府県知事が指定した指定障害福祉サービス事業者又は東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）第44条に規定する基準該当居宅介護事業者であることを要する。

（事業者の登録申請）

第9条 第7条に規定する登録を申請しようとする事業者は、移動等支援事業登録申請書（別記第4号様式）に必要書類を添付して、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、移動等支援事業登録通知書（別記第5号様式）を、事業者に交付するものとする。

（変更の届出）

第10条 前条第2項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があった場合は、速やかに当該変更に係る事項について、移動等支援事業変更届出書（別記第6号様式）を、区長に提出しなければならない。

（1）事業所の名称、所在地及び連絡先

（2）登録事業者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の氏名

2 登録事業者は、事業を廃止若しくは休止又は再開する場合は、速やかに移動等支援事業
廃止・休止・再開届出書（別記第7号様式）を、区長に提出しなければならない。

（契約の締結）

第11条 事業の利用に当たっては、利用者は登録事業者と契約を締結するものとする。

（給付費及び代理受領）

第12条 区長が、利用者が事業を利用するために給付する費用（以下「給付費」という。）

は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

（1）同一の月において別表第1により算出した額の合計額

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令
第10号）第17条各号に定める負担上限月額（当該負担上限月額が前号に掲げる額の100
分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

2 前項の場合において、区長は、利用者からの委任に基づき、給付費として支給されるべ
き額の限度において、当該利用者に代わり当該登録事業者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、利用者に対し給付費の支給があったものとみ
なす。

（利用者負担額）

第13条 利用者が登録事業者から事業に関するサービスの提供を受けるに当たり負担する
額（以下「利用者負担額」という。）は、別表第1により算出した額から給付費を控除した
額とする。

2 登録事業者は、当該月に生じた利用者負担額について、直接、利用者から支払いを受け
るものとする。

（利用者負担額の減免）

第13条の2 利用者負担の免除及び減額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律の規定による利用者負担額減免の取扱いに関する要綱（平成28年
11月11日区長決定）の例による。

（登録の取消し）

第14条 区長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消す
ことができる。

（1）登録事業者が、第8条に定める基準を満たさなくなると認められるとき。

（2）登録事業者に、経費の請求に関して不正があったとき。

（3）登録事業者が、文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又
は虚偽の文書若しくはその他の物件を提出若しくは提示したとき。

（4）登録事業者が、質問又は照会に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

（5）登録事業者が、不正な手段により、第9条第2項に規定する登録を受けたとき。

（6）登録事業者の事業の実施内容に不備があると認められたとき。

（7）登録事業者が法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則
(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 19 年 6 月 27 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 28 年 11 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則
この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第12条関係）

移動支援・代読等支援報酬単価

利用時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満	257単位	106単位
30分以上1時間未満	407単位	200単位
1時間以上1時間30分未満	592単位	279単位
1時間30分以上2時間未満	675単位	350単位
2時間以上2時間30分未満	759単位	420単位
2時間30分以上3時間未満	843単位	490単位
以降30分ごとに	83単位	70単位

注

- 1 報酬単価は、単位数に11.20円を乗じた額とする（1円未満切捨て）。
- 2 サービス提供が午後6時から午後10時まで及び午前6時から午前8時までの場合は、報酬単価の25%に相当する額を、午後10時から午前6時までの場合は、報酬単価の50%に相当する額を加算する。